

令和 4 年

第 3 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市公害防止条例の一部改正について

函館市公害防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公害防止条例の一部を改正する条例

函館市公害防止条例（昭和 4 7 年函館市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

（経過措置）

第25条の2 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合においては、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い規則に委任されているばい煙発生施設の規模に関する要件を改めるに当たり、大気汚染防止法の規定に準じ、規則の制定改廃に伴う経過措置に関する規定を整備するため